

民生委員・児童委員推薦基準

民生委員法第 10 条の規定により、民生委員・児童委員を改選するにあたり、適任者を選任できるよう、次のとおり推薦基準を設定する。

1 選任にあたっての一般方針について

- (1) 民生委員・児童委員の改選は、民生委員・児童委員の適任者を確保することを大きな主眼として行われるものであることから、現在の民生委員・児童委員を再任する場合は、過去の活動実績及び将来にわたって積極的な活動が期待できるかどうか十分検討すること。
- (2) 民生委員・児童委員でない人を新たに選任する場合は、社会福祉に対する理解と熱意のあることはもちろんのこと、地域の実情に通じ、積極的な活動が期待できる人を選出すること。
- (3) 地域住民の社会連帯の意識を高めるとともに、社会福祉についての理解と関心を深め、住民参加による地域福祉の推進を図ることができる人を選出すること。また、福祉と保健・医療の連携を図ることが重要な課題となっていることから、特にこれらの問題について十分な理解と関心を有し、かつ、積極的な活動ができる人を選任するよう努めること。
- (4) その他
 - ア 担当区域に在住し、地域実情に精通している人。
 - イ 地域住民のキーステーションとなるため、常時連絡ができる状態にある人。
 - ウ 再任者については、民生委員・児童委員としての資質向上の意欲があり、活動実績が十分であること。具体的に

は、協議会や研修会への出席及び各種報告書の提出が50%以上の人。

エ 児童及び妊産婦の保護、保健について理解と関心を持ちかつ積極的な活動が期待できる人。

2 年齢等について

(1) 現在、民生委員・児童委員でない人を新たに選任する場合は、30歳以上(委嘱日以前)とし、経験豊富な人を選出する。

(2) 民生委員・児童委員を再任する場合は、年齢による制限を設けないこととする。

(3) その他、選出に当たってはできる限り低年齢層化をはかることとするが、地域の実情によってはこの限りではない。

3 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員法第6条に基づき、本市の議会の議員の選挙権を有する人とする。

4 内申について

(1) 各地区の主要な団体（地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、青少年育成推進協議会等）は、民生委員候補者の選出に対して、必要に応じて協力する。

(2) 地域が個別の自治会区域の場合は、当該区域の自治会長の名をもって内申をお願いする。

(3) 地域が複数の自治会区域にまたがる場合は、それぞれの自治会の協議により選出し、自治会長の連名による内申をお願いする。

(4) 民生委員・児童委員の選出にあたっては、地域的偏在が生じないように留意する。